

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	札幌市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/mynumber/index.html

執行機関名 札幌市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		札幌市個人番号利用条例 別表1 第16の2項 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第1条	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業(以下「本事業」という。)は、人工呼吸器や酸素濃縮器など電気式の医療機器を使用する在宅の身体障がい者(児)及び難病患者等(以下「障がい者等」という。)が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等(以下「用品」という。)の購入に係る費用の全部又は一部について助成することにより、もって障がい者等が安心して日常生活を送ることができる環境づくりに資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱